

油政連かながわ

第 6 号

平成16年11月25日発行

発行所
横浜市中区万代町 3-5-3
石油会館
神奈川県石油政治連盟
☎045-641-1351

不正軽油対策などに成果あがる

神奈川県石油政治連盟

会長 渡 辺 治 夫



石油政治連盟会員の皆さん並びに石油組合組合員の皆さんには、今年も当油政連の活動に御支援・ご協力を頂き、多くの成果を上げることが出来ました。各位のご尽力に心から感謝いたします。

石油業界は昨年が続いて、主要産油国である中東地域の政情不安と中国などの消費急増、その他産油国でのトラブル等の要因を抱えて、原油価格が上昇しました。米国では55ドルを超え過去の最高値を更新するなど世界の原油市場は異常な反応を示しました。このため我国も元売各社の仕切り値上げが続き、私たち販売業界は多大な影響を受けました。

今年4月の消費税総額表示への切り替えによる店頭表示額の修正があり、年初から9月以降も続いた仕切り値上げ攻勢を受けて石油製品の販売価格は上昇しました。しかしそのことが私たちの収支改善につながったかは疑問な点が多く、今後も事業基盤安定のために適正な収益確保への努力は欠くことが出来ません。このような状況の中で、石油販売業界の経営環境適正化のために努力を続けている石油政治連盟は、地道な活動の中で今年も大きな成果を勝ち取ってきました。

今年4月の消費税総額表示への切り替えによる店頭表示額の修正があり、年初から9月以降も続いた仕切り値上げ攻勢を受けて石油製品の販売価格は上昇しました。しかしそのことが私たちの収支改善につながったかは疑問な点が多く、今後も事業基盤安定のために適正な収益確保への努力は欠くことが出来ません。このような状況の中で、石油販売業界の経営環境適正化のために努力を続けている石油政治連盟は、地道な活動の中で今年も大きな成果を勝ち取ってきました。

その中でも特筆されるのは、懸案であった不正軽油撲滅のために、地方税法の中の軽油引取税について、罰則の大幅強化が実現した

ことです。ご存知のように、軽油引取税の基本は取引上で軽油を引取った者が申告納付する仕組みです。従って指定されている製造所以外で作られた軽油や、消費者が未納税軽油を購入して使用した場合は自ら申告納税する義務があります。この法の弱点を突いて横行したのが密造不正軽油です。

石油政治連盟では予てから、これらの不正行為に強い制裁措置をとるよう政府や関係省庁に要請してきましたが、今年度に漸く法律改正が実現しました。不正軽油の製造者には3億円以下（法人）の罰金、不正軽油を運搬・保管・取得・処分・媒介や斡旋をした者は法人の場合1億円以下の罰金、その他6項目に亘って懲役や罰金が大幅に強化されました。

また市場環境整備のもう一つの懸案である「不当廉売や差別対価問題」について、公正取引委員会がメスを入れ、2年以内を目途に具体策を示すことを、自民党税制調査会で約束しました。これも大きな前進で、業界の努力が稔りつつある事を示しています。

なお、7月に行われた参議院議員選挙ではみなさんのご支援により初期の目標を達成できたことを、厚く御礼申し上げます。

最後に、問題山積の石油販売業界ですが、弛まぬ努力によって一つずつ難問を解決し、公正な競争環境の整備が進むよう、今後も業界各位のご協力をお願い申し上げます。

県油政連の活動

軽油引取税の脱税取締りなど

平成17年度予算要望ヒヤリング

6項目を県と国に要望

神奈川県石油政治連盟は、自民党神奈川県連の「平成17年度予算要望」ヒヤリングに臨み、県に対して次の4項目を提出し現状説明を行うとともに、実現について強く協力を要請した。

- ①軽油引取税脱税行為の防止・取締りの徹底
- ②共同受注事業の積極的利用
- ③軽油引取税交付金の増率
- ④特別徴収義務者以外の販売店についても貸倒れ救済制度の確立

また、同時に国に対する要望として①石油に対して「環境税」の名のもとに新たな税を単純上乘せするのは反対、②ガソリン税と消費税の二重課税を排除されたい、③不当廉売等の不公正な取引に対する迅速かつ厳格な取締り、④共同受注事業の積極的利用、⑤軽油引取税交付金の増率、⑥特別徴収義務者（特約店）以外の販売店についても特約店と同様に貸倒れ救済制度の確立の6項目を提出した。

これに対して、出席した県議から「軽油引取税脱税行為の手口や被害状況を確認し行政当局に取締り強化を促す」「共同受注の件は県内各自治体にも活用促進を求めたい」などの発言があった。油政連側から「同じ問題で毎年要望している項目が多く、そのたびに担当のご当局から、改善に努力する、調査中などの回答を得ているが、改善に至ったものはないので、是非とも実現に向けて結果を出して欲しい」と要請した。

県に要望した4項目のポイントは以下の通り。

◇軽油引取税脱税防止・取締りの徹底

- ①路上での軽油抜き取り検査制度を地方税法に明確に規定し実施されたい

- ②納税申告後に意図的に滞納する悪質行為に立入り調査・摘発の体制を構築されたい

◇共同受注の積極的利用

緊急時での緊急車両優先供給の観点からも平常時・災害時の安定供給が得られるよう官公需適格組合である県石協の共同受注を活用されたい

◇軽油引取税交付金の増率

税の実質徴収に当たる特別徴収義務者の負担に対して報奨金は2.5%交付されているが、3%以上にされたい

◇販売店の貸倒れ救済制度の確立

軽油の小売業者（販売店）にも特別徴収義務者と同じ様に貸倒れ税金分の還付を制度化して欲しい

★不正軽油購入者にも罰則★

法人は1億円以下の罰金

不正軽油の横行に悩む自治省は、軽油引取税に係る違反者への罰則強化のため「地方税法の改正」を行い、今年6月1日から施行した。注目されるのは『購入者罰則を創設』したことで、不正軽油等と知りながら運搬、保管、有償・無償で取得、処分の媒介・斡旋をした者は「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金＝法人の場合は1億円以下」となった。また連帯納税義務も創設され「不正軽油に係る



納税義務者が特定できない場合等は、実際に製造した者・製造施設設備の所有者・貸与者が連帯して納税義務を負う（補完的納税義務者）ことになった。

さらに、県税事務所長の製造承認を受けないで不正に軽油を製造した者への罰則が大巾に強化され「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法人は3億円以下）」に引き上げられている。

このほかにも幾つかの罰則強化を行っており、免税証の不正受給・譲受に関する罰金は従来の「5年以下の懲役又は200万円以下の罰金」が、罰金の額について「500万円」に引き上げられた。

■『不正軽油対策協議会』発足 ■

不正軽油ホットライン

フセイハゼロ
TEL. FAX **045-210-2380**

神奈川県・神奈川県警察・県石油業協同組・県トラック協会・県バス協会・県建設業協会は、官民挙げての不正軽油撲滅を目指して「神奈川県不正軽油対策協議会」（会長：鈴木英信県総務部次長、副会長：嶋田幸雄県税務課長、森洋県石協理事長）を発足させ、対策に乗り出した。

最近大きな社会問題となっている不正軽油は、軽油に灯油や重油を混和するため、灯油に入っている識別剤クマリンを薬品類で除去するなどして不法に製造されている。問題は、クマリン除去の際に有害な硫酸ピッチが発生するためその不法投棄によって、環境汚染・健康被害に直結すると言うもの。このため全国的な規模で撲滅運動が展開され、神奈川のような対策協議会が各地で活動している。

県の協議会では啓蒙ポスター（前ページ参照）の配布とともに、担当部署に直結する電話の「不正軽油ホットライン」を開設して一般からも情報収集に当たっている。

「不当廉売に課徴金制度」確立を

～県選出の議員から意見続出～

独禁調と公取委を動かす

公正取引委員会は今国会に独占禁止法改正案を提出するが、今回の改正は主に談合対策でカルテルに対する課徴金の引き上げが柱と



（甘利副調査会長に陳情する田中議員・森理事長等）

なっている。これに対してガソリンスタンドを考える若手議員の会（幹事長：田中和徳衆院議員・神奈川10区）の議員は、「中小企業の公正な競争を阻害している不当廉売などへの対策が不十分」として、自民党の独禁法調査会に繰り返し陳情を行った。

各議員は、不当廉売により周囲の中小企業を圧迫している業者に対し「注意・警告を何回も受けた累犯的行為には“レッドカード”を出す制度の導入」「不当廉売や優越的地位の乱用など不公正取引には課徴金を科す制裁制度の実現」を要請した。この結果、10月5日に自民党独禁法調査会が決めた『独占禁止法の見直しに関する取りまとめ』に、課徴金の導入等の制裁措置を2年以内の結論に向けて検討すること、一層効果的な措置の早急な検討・実施を行うこと、が盛り込まれた。同調査会はこれで公取委が予定している独禁法改正案の国会提出を了承した。

その後、公取委は①注意・警告を複数回受ける累犯行為には課徴金導入を検討する、②不当廉売・優越的地位の乱用などを立証し易くするため文書提出命令や団体訴権の導入を早急に検討する方針を明らかにしている。

自民党神奈川県連

会長に河野太郎 衆院議員

幹事長は齋藤達也県議



自由民主党神奈川県支部連合会は、9月16日に開いた役員総会で、会長に河野太郎衆議院議員を選任し、10月1日に就任した。

河野太郎新会長は1963年1月生まれの41歳。自民党では全国最年少の県連会長誕生となった。前任の甘利会長から採用された“会長は国会議員、幹事長は県会議員”の方針を踏襲したもの。

河野新会長は就任挨拶で「今のわが党は流水の上にいる様なもので安定した基盤の強化が大切だ、それは選挙に絶対勝つこと。次の衆議院選で議席を増やし、参議院選挙でも過去に失った議席を回復する、そのための体制構築に向けて全力を尽くすことをお約束する」と抱負を述べた。

また幹事長は齋藤達也県会議員が新堀典彦県議からバトンタッチした。

第20回参議院議員通常選挙

小泉昭男氏トップ当選

全国では推選32人が当選



7月12日に投票が行われた第20回参議院議員通常選挙は、年金制度改革問題、郵政民営化はじめ、国際面では

イラク情勢などの影響もあって自民党に厳しい選挙となった。

そんな中、神奈川県選挙区の小泉昭男候補が圧倒的な強みで1,217,100票を獲得しトップ当選を果たした。

小泉昭男氏は昭和62年から川崎市議会議員となり、平成13年からは全国市議会議長会会長を務めた。

なお、全国油政連では、選挙区で推薦した候補者46名のうち31名が当選した。また比例区では3人を推薦して全国的な支援を行ったが泉信也氏1人の当選という結果に終わった。

県連役員の新顔ぶれ決まる

相談役に 森 洋・渡辺 治夫の両氏

河野会長、齋藤幹事長は新年度役員を選考を進め、以下のような顔ぶれで挙党体制の下で実りある活動を進めることとなった。

また相談役22人の中に、わが石油販売業界から森洋県石協理事長、渡辺治夫県油政連会長が選任された。

〔最高顧問〕小泉純一郎

〔会長〕河野 太郎

〔副会長〕村上 健司(筆頭) 小此木八郎

田中 和徳 菅 義偉 鈴木 恒夫

松本 純 桜井 郁三 山際大志朗

小林 温 小泉 昭男 林 潤

酒井 学 吉田 隆嘉

〔幹事長〕 齋藤 達也

〔幹事長代理〕 古 沢 時 衛

〔総務会長〕 牧 島 功

〔総務会長代理〕 新 井 敏二郎

〔政務調査会長〕 松 田 良 昭

〔政務調査会長代理〕 矢 部 房 男

〔基本問題調査会長〕 中 村 省 司

〔組織本部長〕 国 吉 一 夫

〔広報本部長〕 保 坂 努

〔財務委員長〕 佐 藤 正 之

〔安全保障特別委員長〕 河 野 太 郎

〔総選挙管理委員長〕 齋 藤 達 也

〔選挙対策本部長〕 河 野 太 郎

〔同事務局長〕 齋 藤 達 也

全国油政連の活動

全国石油政治連盟は、今年度も「ガソリンスタンドを考える若手議員の会」(会長：大野松茂、幹事長：田中和徳、事務局長：渡辺博道)の協力を得ながら活発に活動し、石油販売業界の公正な市場環境作りに地道に成果を上げている。特に懸案の不当販売と差別対価に対する独禁法での取り締まり強化問題は、公取委の確約を引き出す(3ページ参照)ところまで進展している。

- 4/28 町村信孝自民党総務局長(独禁法調査会長代理)に対し「不公正な取引方法」への罰則強化を陳情
- 5/6 甘利明自民党筆頭副幹事長(中小企業調査会長)に対して、不公正な取引方法の罰則強化実現について陳情
- 5/6 植松日本商工会議所専務理事と懇談。「不公正な取引方法に対する独禁法の罰則強化」を要望している内容を説明し理解を求めた
- 5/7 武藤嘉文一木会世話人に対して「不公正な取引方法」に対する罰則強化について陳情
- 5/13 関係議員、省庁との懇親パーティを開催。理事会、通常総会開く



- 5/20 ガソリンスタンドを考える若手議員の会(会員83名)が幹事会を開催。資源エネルギー庁、総務省、公取委も出席して、不公正取引問題等について意見交換

- 6/1 軽油引取税の脱税に対する罰則を強化した改正地方税法施行
- 6/2 自民党参議院選挙各種団体総決起大会開く
- 7/11 第20回参議院議員通常選挙、油政連推薦候補のうち選挙区で31名、比例区で1名が当選した
- 7/28 公明党概算要求ヒヤリング
- 8/20 甘利明自民党筆頭副幹事長(独禁法調査会副会長)に独禁法改正案について不公正取引の罰則強化を陳情、若手の会から西川副会長、田中幹事長が同席した



(竹島公取委員長に陳情する若手の会)

- 9/9 若手議員の会幹事会開催
竹島公取委員長に、若手議員の会幹部(西川副会長、渡辺事務局長、砂田常任幹事、今村常任幹事)が不公正取引に対する罰則強化等について要望した
- 10/1 柳沢伯夫自民党独禁法調査会会長代行と塩崎恭久同事務局長に対し、大野若手議員の会会長、田中幹事長、渡辺事務局長から「不公正な取引方法に対する課徴金の導入」「文書提出命令および団体訴権の導入」を要望した
- 10/5 自民党独禁法調査会が「独禁法の見直しに関する取りまとめ」を決定、油政連が要望した2項目が盛り込まれた(詳細3ページ参照)

神奈川県石油政治連盟 常任委員

平成16年度

役職名	氏名	組合役職	役職名	氏名	組合役職
会長	渡辺 治夫	副理事長	会計責任者	植栗 正光	事務局長
副会長	森 洋	理事長	常任委員	大貫 嘉徳	東部地区議長
副会長	相原 正次	副理事長	常任委員	水橋 久明	中部地区議長
副会長	上野 誠	副理事長	常任委員	井上 和足	西部地区議長
副会長	鮫島 康孝	副理事長	常任委員	志村 昭和	北部地区議長
副会長	鶴岡 勉	副理事長	常任委員	野澤 博士	南部地区議長
副会長	今関 康裕	副理事長	監事	中村 保夫	監事
副会長	長島 康郎	副理事長	監事	川田 善久	監事
副会長	矢部 雄三	専務理事			

神奈川県石油政治連盟地区部会長

平成16年度

地区	地区の範囲	氏名	会社名	組合支部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	高野 亨	富倉興業(株)	横浜中
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦油(株)	港西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	齋藤 康治	喜久興産(株)	鶴見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	森 哲夫	脩森商会	湘南鎌倉
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大貫 芳夫	脩大貫商事	戸塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	内田 孝	大池商会(株)	旭瀬谷
7	横浜市港北区・都筑区	長野 一之	大池商事(株)	緑
8	横浜市青葉区・緑区	長野 一之	大池商事(株)	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木所 章	木所(株)	川崎北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴澤 順之	巴商事(株)	川崎中央
11	横須賀市・三浦市	野澤 博士	ノザワ石油(株)	横須賀三浦
12	藤沢市・高座郡	富田 良一	遠藤石油(株)	藤沢
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	加藤 勉	加藤石油商会(株)	高座
14	相模原市(南部の4出張所除く)	八木 繁雄	八木商店(株)	北相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	小泉 光一郎	相模石油(株)	湘南
16	厚木市・伊勢原市・津久井郡・愛甲郡・相模原市の南部(麻溝・新磯・相模台・相武台)	原 寿美	原商会(株)	厚木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井上 和足	井上商事(株)	足柄
18	川崎市高津区・宮前区	猿橋 脩恵	猿橋商事(株)	川崎北

地下タンク・埋設配管漏洩検知検査に**補助金**!!

SS 地下タンク・地下埋設配管の漏洩検知検査は、平成16年度から気相部検査に「液相部検査」が加わり、検査料金が去年までの5倍前後(組合幹旋は1タンク5万円)に跳ね上がっています。このため国が**費用の1/2を補助**する制度が出来ました。

補助を受けられるのは、〔1〕埋設後15年以上経過した設備、〔2〕品質確保法の登録業者、〔3〕石油組合加入の給油所、の条件を満たす石油販売業者で、組合の確認が必要です。

補助金申請手続きなどは石油組合事務局にお訊ね下さい。

電話 045-641-1351 (担当:事業課)

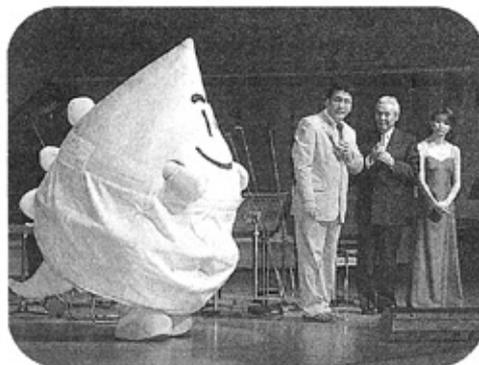
／ 石油組合だより ／

◎かけこみ110番クリアファイル

ガソリンスタンド「かけこみ110番」運動の周知を図る方策の一環として、昨年から実施している小学生へのクリアファイル配布を今年も実施した。

県下に47万人いる1～6年の小学生に漏れなく行き渡るよう907校へ10月末に発送した。転入生が増えて追加枚数を求めてくる学校が多く子供達に好評を博している。

(川崎市立大師小学校での贈呈式)



(森 石協理事長がコンサートの趣旨などを説明)

◎石油の日チャリティーコンサート

今年で第7回を数える「石油の日チャリティーコンサート」が、10月6日に横浜みなとみらい大ホールで催された。

ヴァイオリニスト高嶋ちさ子さん、フジTV軽部真一アナによる“めざましクラシックスinヨコハマ”で、ゲストには歌手の本田美奈子さん、尺八奏者の藤原道山さんらが出演した。

なお当日の入場者は、招待した交通遺児を含めて約1,500人と年々人気が高まっている。今年も収益金の一部は県社会福祉協議会、ガーデンエンジェルスなどに寄附する。

油政連 新会員募集

年会費(一口当たり) 個人会員 8,000円 法人会員 9,600円

〈法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります〉

* 加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ、郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

加入申込書

神奈川県石油政治連盟
会長 渡辺 治夫 殿

平成 年 月 日

I 個人会員として申し込みます		II 法人会員として申し込みます	
ふりがな		ふりがな	
氏名		会社名	
現住所	(〒)	代表者	
電話		現住所	(〒)
会社名	(役職)	電話	
		加入する営業所	
		担当者名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話045-641-1351

通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒	[電話]
----------------------	---	-----	---

石油健保組合に加入して

事業主の負担軽減!!

神奈川県石油業健康保険組合に加入すると、医療費補助や健康づくりに補助等のメリットがあります。

メリット1 医療費の補助があります

医療費の本人及び家族負担が3万円を超えると超過分の全額を組合が補助します

メリット2 健康づくりに補助やサービスがあります

- * 「人間ドック」に一人25,000円を健保組合が補助
- * 「海の家」無料利用券を健保組合が配布
- * 事業主の負担軽減=事業主負担は一般健康診断1,000円
成人病検診3,000円で、残りは健保組合が補助
- * 「家庭常備薬」「保養所の利用」を健保組合が割安で斡旋

詳しくは TEL 045-641-2473 へ

神奈川県石油業健康保険組合

石油厚年基金を活用して

老後の暮らしを充実!!

神奈川県石油業厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を“国に代って給付”するほか、厚生年金独自の「上乗せ給付」を行っております。

石油業厚生年金基金に加入することにより、社員の「老後の所得保障」が充実するとともに、安心して働ける職場環境づくりに役立ちます。

事業主、社員には、それぞれ以下のようなメリットがあります。

◇事業主にとってのメリット

- ・人材確保と雇用の安定
- ・福祉制度の充実
- ・退職金資金の負担軽減化になる
- ・事業主・役員も加入できる
- ・税法上の恩典=加算年金に対する掛金（全額事業主負担）は、加入員の平均給与月額に掛金率を乗じて算出され、全額損金扱いと認められている

〈例〉平均給与月額30万円の場合
 $30万円 \times 30.5 / 1000 = 9,150円$

◇社員にとってのメリット

- * 基本年金を「国に代っての給付」
- * 年金額は国の厚生年金より1.4%多い
- * 加入期間1ヵ月でも年金が支給される
- * 国の厚生年金より早く支給される
- * 加算年金は「基金独自の上乗せ給付」
- * 加算加入期間10年以上の人は20年保証で基金独自の終身年金を受けられる
- * 加算年金に代え一時金の選択も出来る
- * 加算加入期間が3年以上10年未満の人は、脱退一時金が支給される
社員は、負担は増えず充実した給付が受けられます

詳細は TEL 045-681-0825 へ

神奈川県石油業厚生年金基金